

金沢美術工芸大学学生相談室設置要綱

平成 22 年 4 月 1 日

要綱第 6 号

(設置)

第 1 条 学生支援委員会規程（平成22年規程第32号）第 2 条第 2 項に基づき、金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）に、学生相談室（以下「相談室」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 相談室は、相談をはじめとする諸活動を通して、本学の学生のメンタルヘルスの維持促進と円滑な学生生活の実現を援助することを目的とする。

(業務)

第 3 条 相談室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生に対するカウンセリング等の相談活動
- (2) 学生のメンタルヘルスに関する問題対応に携わる教職員に対するコンサルテーション等の側面的支援活動
- (3) ガイダンス、セミナー等、学生のメンタルヘルス増進に寄与するための活動
- (4) 学生、教職員等におけるキャンパスハラスメントに関する相談等の活動
- (5) 相談員研修等、前各号に掲げる業務の実施に必要な活動
- (6) その他相談室が前条の目的を達成するために必要な活動

2 前項第 4 号に掲げる業務は、別に定める金沢美術工芸大学キャンパスハラスメント対応規程及び金沢美術工芸大学キャンパスハラスメントガイドラインに基づき取り扱うものとする。

(組織)

第 4 条 相談室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 相談室長
- (2) 相談員 若干名
- (3) 事務局次長及び保健室担当職員

2 相談室長（以下「室長」という。）は、学生支援を担当する教育研究審議会委員をもって充てる。

3 相談員は、学内の教員及び職員並びに学外のメンタルヘルスに関し識見を有する者とし、学生支援委員会及び教授会の議を経て、学長が指名する。

4 室長及び相談員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

(運営)

第 5 条 室長は、第 3 条第 1 項に掲げる業務の執行上必要があると認めるときは、相談室の会議又は相談員による検討会を開催し、その長となるものとする。

2 室長は、業務のうち重要な事項について相談室の会議を経て、学生支援委員会又は関連の担当に報告若しくは打診し、又必要のあるときは承認を得るものとする。

(意見の聴取)

第 6 条 室長は、必要があると認めるときは、相談室の会議及び検討会に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(相談室業務に携わる者の責務)

第7条 相談員その他相談室の業務に携わる者は、個人のプライバシー及び人権を尊重し、個人記録その他の業務上知り得た秘密をみだりに外部に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。